



「漸進的無償化」科研 2017年度 日欧シンポジウム

日 時：2018年1月28日（日）午後1～5時

場 所：ホテル「フォーレスト本郷」会議室
(〒113-0033 東京都文京区本郷 6-16-4)

アクセス：南北線/東大前駅より徒歩5分

<http://www.forest-hongo.com/access/index.html>

国際人権A規約第13条「教育への権利 right to education」 —今日的意義及び日本の現状と課題—

国際人権A規約（1966年国連採択、1976年発効/日本：1978年署名、1979年批准）第13条には「教育への権利 right to education」が規定されている。第1項に教育の目的、すなわち内的事項に係る規範原理が示されており、それを具体化する方途として第2項が置かれ、(a)初等教育の無償、(b)中等教育・(c)高等教育における漸進的無償などが明示されている。日本政府は、2012年9月の留保撤回以降、中等教育・高等教育における漸進的無償化の義務を負っているが、具体的な施策は遅れている。本シンポジウムでは同条約の今日的意義を踏まえて、日本の現状と課題を明らかにする。

司 会：渡部 昭男（神戸大学/「漸進的無償化」科研代表）
田中 秀佳（名古屋経済大学/日欧シンポジウム世話人）
石井 拓児（名古屋大学/日欧シンポジウム世話人）

通 訳：内海 春さん、ジョイス・ラムさん

ゲスト：

○基調講演：13:10～14:30

Fons Coomans（フォン・クーマンズ）氏
オランダ・マーストリヒト大学教授/ユネスコ人権平和議長
<https://www.maastrichtuniversity.nl/fons.coomans>

「(仮)：国際人権A規約第13条『教育への権利』の今日的意義」

○話題提供：14:50～15:30

①三輪 定宣（みわ さだのぶ）氏
千葉大学名誉教授/奨学金の会・代表

「(仮)：『奨学金の会』からみた日本の現状と課題」

②西川 治（にしかわ おさむ）氏
神奈川総合法律事務所弁護士/奨学金問題対策全国会議・事務局次長

「(仮)：『奨学金問題対策全国会議』からみた日本の現状と課題」

○討 論：15:50～17:00

*参加費不要/定員「35名」（電子メールにて事前予約をお願いします）

基盤研究(B)一般 H27-29 課題番号 15H03474
略称「漸進的無償化」科研
研究代表者 渡部昭男(神戸大学大学院教授)
メール・アドレス akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp